

坂城町下水道事業経営戦略

公共下水道事業

平成29年1月

長野県坂城町

目 次

経営戦略策定の背景	1
1. 事業概要.....	2
経営比較分析表.....	4
2. 経営の基本方針.....	5
3. 投資・財政計画	5
投資・財政計画(収支計画)	6
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	10

経営戦略策定の背景

全国的に少子高齢化や人口減少時代の到来、節水型社会への変化の社会経済要因を踏まえつつ、限られた財源の中で効率的な整備が求められています。今後は、公共下水道施設の改築更新や経営改善等の課題への取り組みが必要とされ、住民のニーズや特性を踏まえ、地域の自主性を活かしながら創意工夫した取り組みを進めていく必要があります。

下水道事業は、地方財政法で適正な経費負担に基づく独立採算の原則が定められており、平成26年8月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定するよう要請がありました。

「経営戦略」は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画で、今後の施設・設備更新を見通した投資等とその財源見通しを試算して、収支を均衡させた「投資・財政計画」に沿って経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められているものです。

坂城町の下水道は、千曲川流域下水道上流処理区に入り、河川などの水質保全を図るとともに、町民の生活環境の向上を目的として流域関連公共下水道事業、個別排水処理事業により整備を行っています。

公共下水道事業は、平成5年度に下水道法の事業認可を受け、現在は事業認可区域607.5haのうち479haの整備を終了し、住居地域の整備完了を平成32年度目途として未整備区域の整備を進めている段階です。

計画期間を平成28年度から37年度までの10年間と設定し、期間中の収支計画については、整備を進めている段階のため、接続人口・料金収入は増加していく見込みとし、地方債償還金については、これまでの事業に伴い増加する中、受益者負担金は整備終了により減少していくため、起債償還の財源として資本費平準化債の借入により補填し、一般会計への影響を抑制するため、一般会計繰入金は一定額としています。

経営の基本方針については、下水道人口普及率の向上・水洗化の促進・下水道施設の適正な維持管理・経営基盤の強化に取り組んでいく方針として、経営戦略を策定しました。

今後、経営戦略の進捗管理を行い、見直しは5年毎に行ってPDCAサイクルを働かせて経営の健全化を図っていきます。

※PDCA:Plan(計画策定)、Do(推進)、Check(点検・評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

坂城町下水道事業経営戦略

団 体 名	: 坂城町
事 業 名	: 公共下水道事業
策 定 日	: 平成 29 年 1 月
計 画 期 間	: 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	供用開始 平成12年度(16年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処理区域内人口密度	24.2人/ha(平成28年3月末時点)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	千曲川流域下水道に接続
処 理 区 数	千曲川流域下水道上流処理区 1区		
処 理 場 数	千曲川流域下水道上流処理区終末処理場(長野市) 1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化 平成21年度に上流端に位置する一部区域の整備手法を下水道から浄化槽に見直しました。当該地区は町内で最上流に位置し隣接する地区から幹線管路の2.5km延長を要し、地形的条件からマンホールポンプの設置も必要な状況で水洗化時期が町内で一番遅くなることが懸念されていました。当該地区の早期水洗化による環境改善を図ると共に下水道事業費の軽減を図るため、公共下水道予定区域11haについて、合併処理浄化槽を整備していくこととしました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に伴って単価を高くする累進制をとる体系があります。本町は従量制(2ヶ月毎20m ³ 基本使用水量あり)の累進使用料です。 基本使用料 2ヶ月毎20m ³ まで:2,800円 超過使用料 2ヶ月毎20m ³ を超え60m ³ まで :1m ³ につき155円 2ヶ月毎60m ³ を超え100m ³ まで :1m ³ につき160円 2ヶ月毎100m ³ を超え200m ³ まで:1m ³ につき165円 2ヶ月毎200m ³ を超え600m ³ まで:1m ³ につき170円 2ヶ月毎600m ³ を超えるもの :1m ³ につき175円 により算定した額に消費税を加算		
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系は設けていない。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料体系は設けていない。		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,098 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,282 円
	平成26年度 3,186 円		平成26年度 3,402 円
	平成27年度 3,186 円		平成27年度 3,440 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年4月1日現在、建設課に置かれた下水道係(係員数4人)で構成されています。下水道事業は千曲川流域下水道上流処理区に入り、平成5年度に流域関連公共下水道の下水道法による事業認可を得て着手しました。計画から工事着手までは都市開発課に公園下水道係(係員数2名)を置きましたが、工事が本格化した平成6年4月、下水道係を設け3名体制で下水道整備を推進しました。平成9年4月から住民環境課から合併処理浄化槽事業を分離し、下水道一元化を実施しました。平成12年10月に供用開始を迎えるため、平成12年4月から5名体制とし、接続工事が一段落した平成16年4月から4名体制としました。平成19年4月から町の組織再編に伴い建設課に移行しました。未普及地域の整備を進めている段階のため、当面は組織の見直しは予定していません。
専 業 運 営 組 織	建設課 下水道係 4名(係長1名、係員3名)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道使用料算定に係る上水道使用料データについて、上水道管理者からデータ使用料により取得しています。また、井戸水等の加算メーター、下水道に流れない分の減算メーターの検針業務について、上水道メーターの検針受託業者と契約し、契約単価の節減を図っています。 マンホールポンプ等の保守点検を、マンホールポンプ設置実績の多い業者に委託し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等実施し、長寿命化を図っています。
	イ 指定管理者制度	千曲川流域下水道で、長野市にある終末処理場の管理は県で実施しているため、町では指定管理者制度は活用していません。
	ウ PPP・PFI	千曲川流域下水道で、長野市にある終末処理場の管理は県で実施しているため、町ではPPP・PFIは活用していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	町には管渠関係施設はありますが、エネルギー利用はしていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はないため、土地・施設等利用はしていません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

経営比較分析表

長野県 板城町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有効率(%)	1か月20m ² 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	72.11	101.09	3,186

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,675	53.64	292.23
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
11,272	4.64	2,429.31

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

当町は、千曲川流域下水道上流処理区に入り、最上流に位置しており、公共下水道事業着手がH5年度で、H26年度末の整備率は75.6%の状況である。

汚水処理については、流域下水道維持管理運営協議会を通じて、流域下水道終末処理場で効率的な運転に努め、経費削減を図っている。

経営指標の収益的収支比率がH24年度は100%を上回ったがH25、H26と100%を下回っている。この状況は、地方債償還金がH35年がピークで年々増加している段階のためと考えられる。現在、未普及地域の整備を、地方債償還高が増加しないよう、新規借入と償還のバランスを取りながら進めてきており、地方債償還高はH25年度をピークに減少している。

水洗化率は、下水道整備に併せて早期水洗化の広範に努め、年々伸びてきており、引き続き早期水洗化を図ることにより、使用料収入の増加を図り、経営指標の企業債償還対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価の改善により、経営の健全化を図っていく。

2. 老朽化の状況について

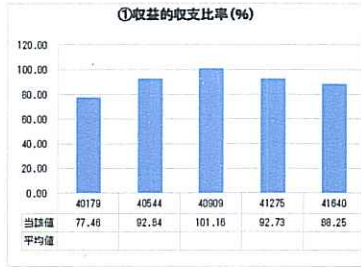
当町の公共下水道整備はH5年度から進めてきており、供用開始はH12年度で30年以上経過する管路はまだ無い状況であるが、地形的にマンホールポンプを設置している箇所もあるため、老朽化が懸念されるマンホールポンプからの汚水吐出箇所周辺や幹線道路に布設された管路等から順次点検を実施し、修繕等が必要な箇所の把握に努め、計画的な修繕等を進め、長寿命化により維持管理費の軽減を図っていく。

全体総括

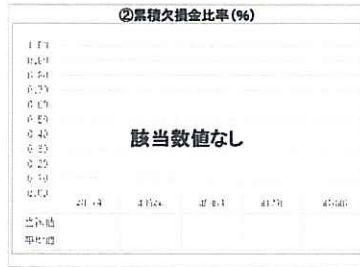
未普及地域の早期整備と、早期水洗化を図り、使用料収入の増加を図ると共に、汚水処理の効率化により汚水処理費の軽減を図り、経営の健全化を促す。

また、管路の点検を計画的に進め、長寿命化により維持管理費の軽減を図り、経営の健全化を図っていく。

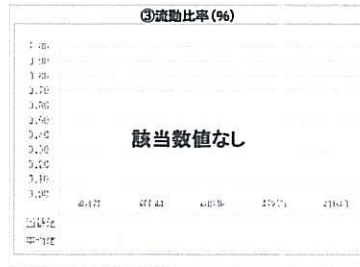
1. 経営の健全性・効率性



「単年度の収支」



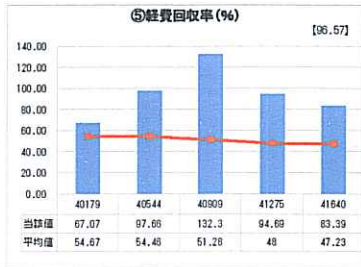
「累積欠損」



「支払能力」



「債務残高」



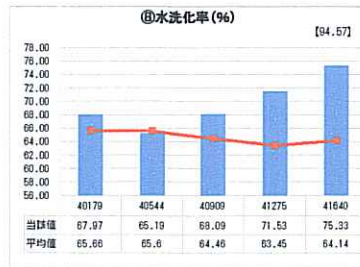
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債償還対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

1 快適な環境を守る

○下水道人口普及率の向上

本町の下水道人口普及率は、平成27年度末現在75.3%と長野県平均82.7%、全国平均77.8%を下回っており、町民の生活環境改善、利便性の向上が急務となっています。

本計画期間においては、未普及地域の整備により下水道人口普及率の向上に努めます。

○水洗化の促進

本町の下水道による水洗化率は、下水道の整備に伴い年々伸びてきており、平成27年度末現在77.7%と経営比較分析表の平均を上回っています。

引き続き下水道整備に併せて早期水洗化の広報に努めると共に、下水道計画区域外においては合併処理浄化槽設置の広報に努め、水洗化の促進を図っていきます。

2 安全な暮らしをささえる

○下水道施設の適正な維持管理

ストックマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、適正な維持・更新をしていきます。

※ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

3 安定した経営を目指す

○経営基盤の強化

民間委託、効率的な維持管理、下水道整備概成後の職員数の見直し等により、支出の削減を図ると共に、有収率・収納率の向上、経営状況を踏まえた上で必要な場合は使用料の見直しによる収入の確保を図っていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度			
				(決算)	(決算見込)													
収益的収入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)		363,884	409,126	413,913	425,266	433,060	439,934	447,735	447,275	447,723	448,511	449,670	450,906			
		(1) 営 業 収 益 (B)	(1) 営 業 収 益 (B)		126,324	133,329	139,300	152,300	161,300	170,300	179,300	180,800	182,300	183,700	185,200	186,700		
			ア 料 金 収 入		126,324	133,329	139,300	152,300	161,300	170,300	179,300	180,800	182,300	183,700	185,200	186,700		
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他																
		(2) 営 業 外 収 益	(2) 営 業 外 収 益		237,560	275,797	274,613	272,966	271,760	269,634	268,435	266,475	265,423	264,811	264,470	264,206		
	ア 他 会 計 繰 入 金		237,209	275,670	274,472	272,825	271,619	269,493	268,294	266,334	265,282	264,670	264,329	264,065				
	イ そ の 他		351	127	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141			
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)		173,287	171,813	177,517	177,464	177,290	176,997	176,480	171,078	165,569	160,169	154,852	149,908		
			(1) 営 業 費 用	(1) 営 業 費 用		73,553	76,640	88,075	93,800	99,300	104,800	110,300	111,200	112,100	113,000	113,900	114,800	
				ア 職 員 給 与 費														
				イ そ の 他		73,553	76,640	88,075	93,800	99,300	104,800	110,300	111,200	112,100	113,000	113,900	114,800	
			(2) 営 業 外 費 用	(2) 営 業 外 費 用		99,734	95,173	89,442	83,664	77,990	72,197	66,180	59,878	53,469	47,169	40,952	35,108	
				ア 支 払 利 息		99,726	95,171	89,352	83,664	77,990	72,197	66,180	59,878	53,469	47,169	40,952	35,108	
イ そ の 他		8		2	90													
資本的収入		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		190,597	237,313	236,396	247,802	255,770	262,937	271,255	276,197	282,154	288,342	294,818	300,998		
			1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)		360,913	280,031	616,457	506,775	676,081	634,207	595,406	609,866	614,418	204,630	195,471	192,235	
				(1) 地 方 債	(1) 地 方 債		156,100	128,300	331,900	284,800	372,100	349,600	327,500	327,500	337,500	108,000	108,000	108,000
					うち 資 本 費 平 準 化 債					30,000	30,000	30,000	40,000	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000
				(2) 他 会 計 補 助 金	(2) 他 会 計 補 助 金		23,651	24,330	25,528	27,175	28,381	30,507	31,706	33,666	34,718	35,330	35,671	35,935
				(3) 他 会 計 借 入 金	(3) 他 会 計 借 入 金													
				(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		78,000	65,000	167,570	110,000	200,000	170,000	160,000	160,000	160,000				
	(6) 工 事 負 担 金	(6) 工 事 負 担 金		91,256	46,870	79,000	84,800	75,600	84,100	76,200	88,700	82,200	61,300	51,800	48,300			
	(7) そ の 他	(7) そ の 他		11,906	15,531	12,459												
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)		553,058	539,545	851,855	754,436	931,710	897,003	866,520	885,922	896,431	492,872	490,239	493,233			
		(1) 建 設 改 良 費	(1) 建 設 改 良 費		313,133	292,698	593,049	479,382	644,455	588,230	545,612	545,177	545,035	135,279	129,196	129,516		
			うち 職 員 給 与 費		23,132	24,747	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700		
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		239,053	246,313	258,379	275,054	287,255	308,773	320,908	340,745	351,396	357,593	361,043	363,717		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		872	534	427												
(5) そ の 他	(5) そ の 他																	
資本的支出	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 192,145	△ 259,514	△ 235,398	△ 247,661	△ 255,629	△ 262,796	△ 271,114	△ 276,056	△ 282,013	△ 288,242	△ 294,768	△ 300,998			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 1,548	△ 22,201	998	141	141	141	141	141	141	100	50	
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	34,974	33,426	11,225									
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	33,426	11,225	12,223	141	141	141	141	141	141	100	50	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	32,892	10,798										
実質収支黒字 (P)	534	427	12,223	141	141	141	141	141	141	100	50	
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	88	98	95	94	93	91	90	87	87	87	87	88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	126,324	133,329	139,300	152,300	161,300	170,300	179,300	180,800	182,300	183,700	185,200	186,700
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	5,418,635	5,300,622	5,374,143	5,383,889	5,468,734	5,509,561	5,516,153	5,502,908	5,489,012	5,239,419	4,986,376	4,730,659

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	237,209	275,670	274,472	272,825	271,619	269,493	268,294	266,334	265,282	264,670	264,329	264,065
うち基準内繰入金	237,209	275,670	274,472	272,825	271,619	269,493	268,294	266,334	265,282	264,670	264,329	264,065
うち基準外繰入金												
資本的収支分	23,651	24,330	25,528	27,175	28,381	30,507	31,706	33,666	34,718	35,330	35,671	35,935
うち基準内繰入金	23,651	24,330	25,528	27,175	28,381	30,507	31,706	33,666	34,718	35,330	35,671	35,935
うち基準外繰入金												
合 計	260,860	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の下水道管渠は最も古いもので経過年数22年、供用開始からの経過年数は16年のため、耐用年数50年の管渠について、本計画期間中における大規模な更新工事は発生しない見込です。

本計画期間中は、主に次の事業への投資を予定しています。

事業	事業費(百万円)									
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
①未普及地域解消事業	300	350	520	460	440	440	440	30	30	30
②流域下水道建設負担金	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30

①未普及地域解消事業

未普及地域解消のため、引き続き下水道整備を進めていきます。本計画期間中は、平成32年度までに町内全域の住居地域の整備完了に向け事業を進めていきます。

マンホールポンプ等が必要となる区域について、住民要望も踏まえ引き続き整備を進めていきます。

②流域下水道建設負担金

本町は千曲川流域下水道へ接続しており、長野県が整備する流域下水道処理場等の建設費の一部を負担する必要があります。今後も流域下水道の建設が予定されているため、継続した負担金の発生を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

○整備事業財源について

未普及地域解消事業については、地域再生計画の認定を受け、汚水処理施設整備交付金の交付、企業債の借入れ、残る部分は受益者負担金を財源として事業を進めていきます。流域下水道建設負担金については、企業債の借入れと受益者負担金を財源として負担していきます。

○使用料について

使用料収入は、現在下水道整備を進めている段階で供用開始区域の拡大に伴い増加しており、整備に伴い見込まれる接続人口から使用料収入を試算し、本計画期間中は増加していく見込みとしています。有収率・収納率の向上、経営状況を踏まえた上で必要な場合は使用料の見直しを検討していきます。

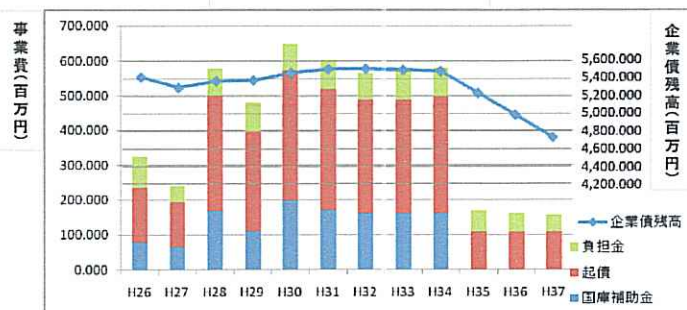
○企業債について

企業債借入れ額は、平成32年度までの住居地域の整備、引き続きマンホールポンプ等の整備を予定し、平成34年度までは285百万円～372百万円を見込み、平成35年以降は事業費を縮小しますが、整備状況から受益者負担金が減少し、一方で地方債償還金はこれまでの事業に伴い増加していくため、財源として資本費平準化債を含め108百万円に縮減を見込んでいます。地方債残高は、未普及地域解消事業の実施に伴い、平成32年度が5,516百万円でピークとなりますが、その後減少していく見込みです。

○他会計繰入金について

他会計繰入金は、地方債償還金と支払利息へ充当するため、基準内繰入により300百万円を見込んでいます。地方債償還金がこれまでの事業に伴い増加していくこと、整備に伴う受益者負担金が減少していくことから、平成29年度以降は資本費平準化債を財源として見込み、他会計繰入金については300百万円に抑制し、一般会計への影響を最小限にしています。

財源内訳と企業債残高



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力活用について

当町は流域下水道へ接続しているため、管渠が主な施設となります。下水道使用料算定に必要な水道使用量データを県営水道に使用料を支払い取得し、関連するメータ検針業務について県営水道から受託している業者に委託し、1件当たりの単価抑制により委託料の節減を図っています。使用料の徴収業務について、県営水道関連団体で構成される水道事業運営研究会で研究し民間委託している自治体の状況を確認する中で、民間委託について検討していきます。

マンホールポンプ等の保守点検を、マンホールポンプ設置実績の多い業者に委託し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等実施し、長寿命化による経費節減を図っています。

○職員給与費について

下水道整備概成後は維持管理が主となってきますので、業務体制を含め職員数の見直し等により、支出の削減を図っていきます。

○流域下水道維持管理負担金について

流域下水道終末処理場等維持管理経費について、汚水量に単価を掛けた額を負担しています。流域下水道運営協議会を通じて処理場の効率的な運営や施設の長寿命化を図っていくことにより、維持管理経費の節減を図っていきます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>当町は千曲川流域下水道に入り終末処理場は長野市に建設され、長野県により処理場と幹線管渠の維持管理がされており、広域化が図られている状況で、維持管理運営協議会を通じて県、関係市町村等と引き続き効率的な維持管理や、施設の長寿命化に努め、経費削減を図っていきます。 未普及地域のうち、河川法の制約や地形等の条件から下水道管渠布設ができない地域については、浄化槽設置による手法への見直し等最適化を図ります。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>当町の下水道事業は、全体計画区域のうち平成27年度末現在78%の整備を終えています。これまでに整備された管渠の総延長は約102kmとなりました。まだ布設から30年を経過した管渠は存在しませんが、本計画期間10年の間には布設から30年に達する管渠が出てきます。老朽化を放置すれば、陥没や不明水の発生等により日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすこととなります。そこで更新投資を検討することとなりますが、管渠の点検により老朽化の度合、布設されている道路種別などを基準に検討して優先順位を設定します。更新需要は、初期投資の時期の偏在により、ある一定期間に集中する場合がありますので、更新投資の山を均して平準化を図ります。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>社会経済情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間ノウハウの活用が求められています。その手法としては、指定管理者制度、PPP/PFI、民間委託等がありますので、町の実情を考え、計画的に導入を検討します。実施にあたっては公営企業として適切な管理監督のもとで、サービス水準の維持向上に留意しながら適切な業務運営に努めるとともに、業務執行能力について定期的な評価等を行います。</p>
<p>その他の取組</p>	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>下水道事業は地方財政法第6条の規定で特別会計を設け、下記の場合を除いて当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされています。その場合とは、当該企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営の収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められるもので、国の繰り出し基準で規定されています。 生活に不可欠な下水道サービスを安定的に供給し続けるためには、一般会計からの繰出金に過度に依存せず、中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があること、昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があること、使用料でなく、一般会計からの繰出し(租税収入が財源)により汚水処理原価を回収するということは、下水処理施設の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じるなどの問題があるので、町として使用料の適正化を図る必要があります。 使用料改定の方策としては、資本費平準化債を活用し減価償却費を基本とした資本費の算定によって汚水処理原価を算出し、その回収が可能となるよう中長期的な観点に立って使用料の水準を設定します。下水道使用料の適正化を進めることは町の財政にとっても重要ですので、総務省の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のデータを活用して改善策を検討します。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>下水道は資源の宝庫といわれます。下水処理の過程で発生する汚泥の建設資材・肥料等への再生利用、下水処理水の雑用水利用、下水の持つ熱エネルギーの地域冷暖房等への利用、消化ガスによる発電、処理場上部、管渠内空間の貸付等があげられます。下水道事業に係る資源、資材の有効活用を図ることは重要ですが、公営企業として経済性も重要です。流域下水道で処理場施設がない当町では管渠内空間の貸付が考えられますが、町内のみでは採算が取れませんので、今後の課題とします。</p>
<p>その他の取組</p>	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>当町は流域下水道へ接続しているため、管渠が主な施設となります。下水道使用料算定に必要な水道使用量データを県営水道に使用料を支払い取得し、関連するメータ検針業務について県営水道から受託している業者に委託し、委託料の節減を図っています。使用料の徴収業務について、県営水道関連団体で構成される水道事業運営研究会で研究し民間委託している自治体の状況を確認する中で、民間委託について検討していきます。</p> <p>マンホールポンプ等の保守点検を、マンホールポンプ設置実績の多い業者に委託し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等実施し、長寿命化による経費節減を図っています。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>下水道整備概成後は維持管理が主となってきますので、業務体制を含め職員数の見直し等により、支出の削減を図っていきます。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>当町は流域下水道に入り、終末処理場は直接管理していないので、流域下水道維持管理運営協議会を通じて経費の削減について検討していきます。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>当町は流域下水道に入り、終末処理場は直接管理していないので、流域下水道維持管理運営協議会を通じて経費の削減について検討していきます。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>当町は流域下水道へ接続しているため、管渠が主な施設となる。管渠の点検により老朽化の度合、布設されている道路種別などを基準に検討して優先順位を設定し、更新により長寿命化を図り経費節減を図っていきます。</p> <p>マンホールポンプ等の保守点検を継続し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等実施し、長寿命化により経費節減を図っていきます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>使用料等に係るシステム保守、検針業務、マンホールポンプ保守点検委託を実施してきており、毎年見積を取り内容を確認する中で経費節減を図っています。今後、管渠点検に係る委託費が見込まれますが、老朽化の度合、布設されている道路種別などを基準に検討して優先順位を設定し、効率的な点検により経費節減を図っていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>経営戦略の進捗管理(モニタリング)は各年度末に行い、見直し(ローリング)は5年毎に行います。その場合の視点は平成26年8月29日付け総務省公営企業3課室長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の第3の4、下水道事業の項を基本とします。PDCAサイクルを働かせて経営の健全化を図っていきます。</p>
----------------------------	--